

2023年2月17日

各位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役専務執行役員 藪下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

当社特別委員会に関する Yamauchi - No. 10 Family Office の 2023 年 2 月 16 日付けプレスリリースについて

当社取締役会は、2023年2月15日付け当社プレスリリースでお知らせしましたとおり、合同会社 Yamauchi - No. 10 Family Office(商号変更前の合同会社 Vpg)及び株式会社 KITE(両社及び一般社団法人 Yamauchi - No. 10 Family Office を併せて以下「YFO ら」と総称します。)による当社の普通株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続による当社の完全子会社化に関する提案(以下「本提案」といいます。)に関し、同年2月14日、当社の独立社外取締役及び当社から独立した外部の有識者によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置することを決議いたしました。

このことに関し、YFO らは、同年2月16日付けの「東洋建設株式会社の『特別委員会設置に関するお知らせ』に対する当社らの考え及び対応方針について」と題するプレスリリース(以下「YFO らプレスリリース」といいます。)を公表しておりますが、以下で述べるとおり、YFO らプレスリリースには、一方的に事実関係を歪曲化した記載や誤解を生じさせる内容や、本特別委員会及びその委員を不当に批判する内容が含まれており、極めて不適切なものです。

1. 本特別委員会の設置時期について

YFO らは、YFO らプレスリリースにおいて、本特別委員会の設置時期が不自然であるとして批難しています。

もっとも、当社の2月15日付けプレスリリースに記載のとおり、当社取締役会は、2022年5月23日以降、YFO らに対して、本提案に賛同するか否かを判断するために必要な情報の提供を再三依頼してきたにもかかわらず、当該情報の提供を受けられていないことを踏まえ、既に YFO らから提供を受けている情報に限定してでも、当該情報に基づき本提案についての検討を可能な限り進めることが当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益の確保・向上に資すると判断し、2023年2月14日、本提案についての検討を可能な限りで進めることを決定しました。そして、これに伴い、本提案についての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、同日、本特別委員会を設置することを決議しました。

以上の経緯からも明らかなとおり、本特別委員会の設置がこのタイミングとなったのは、ひとえに、YFO らから必要な情報の提供が受けられなかったことによるものです。

加えて、設置のタイミングは本特別委員会による検討及び評価の公正性には何ら関係がなく、本特別委員会は、本提案についての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することに資するものです。

2. 本特別委員会の構成について

YFO らは、YFO らプレスリリースにおいて、本特別委員会の委員の個人名を列挙した上で、本特別委員会の構成の不適切さを指摘しております。

しかしながら、本特別委員会は、昨年 6 月に開催された当社株主総会において適正に選任された独立社外取締役をはじめとする当社から独立した立場の委員により構成されたものであり、本提案についての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために適切且つ十分な構成です。

これに対して、YFO らが、本特別委員会の各委員個人に対して、何ら具体的・合理的な根拠もなく、誤った事実認識による憶測に基づいて一方的に批判を行い不適切である旨を述べることは、本特別委員会の各委員に不当な圧力を与えて本提案に関する検討及び評価を萎縮させようとするものであると言わざるを得ません。YFO らのこのような行為は、昨年 6 月の当社株主総会において各独立社外取締役を選任された当社株主の皆様の意思を軽視するものであるとともに、本提案の公正な検討プロセスを阻害するものであって、企業買収を行おうとする者が公表する内容として極めて問題のあるものです。

3. その他の事実誤認、当社との間の秘密保持契約違反

YFO らプレスリリースには、本特別委員会が YFO らによる当社の企業価値向上策に関する事業面の検討及び評価を行わないかのような記載がありますが、本特別委員会への諮問事項には、当社取締役会が行った YFO らによる当社の企業価値向上策に関する事業面における評価について、当社の中長期的な企業価値・株主利益の見地からの妥当性・相当性を検討及び評価することが含まれており、上記記載は明らかな誤りです。

また、YFO らプレスリリースには、これまでの当社と YFO らとの間の協議における当社代表取締役及び当社事務局の発言内容等が一部分のみ不当に歪曲化して切り出す形で引用されておりますが、このような協議内容の公表は、当社株主その他市場関係者に意図的に誤解を生じさせようとする不適切なものであることはもとより、当社及び YFO らの間の秘密保持契約に再度違反するものであることを申し添えます。

以 上